

上波田地区まちづくり協定書

(目的)

第1条 この協定は、旧野麦街道の沿道及び旧若沢寺の門前町として歴史的な街なみが残る上波田地区において、歴史・文化伝統を守り、街なみや建物の保全及び良好な居住環境と潤いのある地区整備を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、上波田地区まちづくり協定(以下「協定」という。)と称する。

(協定の区域)

第3条 この協定の区域は、波田13区、波田14区の別図に示す区域とする。

(協定の締結)

第4条 この協定は、第3条に定める区域の居住者及び権利者全員の3分の2以上の合意により締結する。(以下協定を締結したものを「協定者」という。)

(協定の変更・廃止)

第5条 この協定に係る事項を変更もしくは廃止しようとするときは、協定者の3分の2以上の合意によらなければならない。

(建造物等の整備に関する事項)

第6条 協定者は、既存の建造物等を改修する場合は次のようにする。

- (1) 周辺の景観、街なみに調和するようにする。
- (2) 上波田地区修理修景基準を基本とするよう努める。
- 2 新築、増改築をする場合には、次のようにする。
 - (1) 周辺の景観、街なみに調和するようにする。
 - (2) 上波田地区修理修景基準を基本とするよう努める。
 - (3) 敷地の整備に関しては、周囲に植樹を行い緑化に努める。

(建造物等の維持管理に関する事項)

第7条 協定に沿って整備された建造物等は、整備内容が保たれるよう維持管理に努めるものとする。敷地内の植樹植栽についても良好な状態が保たれるよう適正な管理に努めるものとする。

(地区施設の維持管理に関する事項)

第8条 街なみ環境整備事業により整備した地区施設等について、別の管理協定により協定者が維持管理を行うこととされた場合、当該協定者は適正な維持管理に努めるものとする。

その際、管理方法、管理に要する経費等について当該管理協定等において定められた内容によるものとする。

(委員会)

第9条 協定の運営に関する事項を処理する組織は、波田13区波田14区運営委員会(以下「委員会」という。)とする。

- 2 委員会は、波田13区、波田14区の3役により組織する。
- 3 委員長、副委員長は、各町会長が就くものとする。

(協定の有効期間)

第10条 協定の有効期間は、効力が発生した日から満10年間とし、特に異議申し立てがない場合は、継続するものとする。

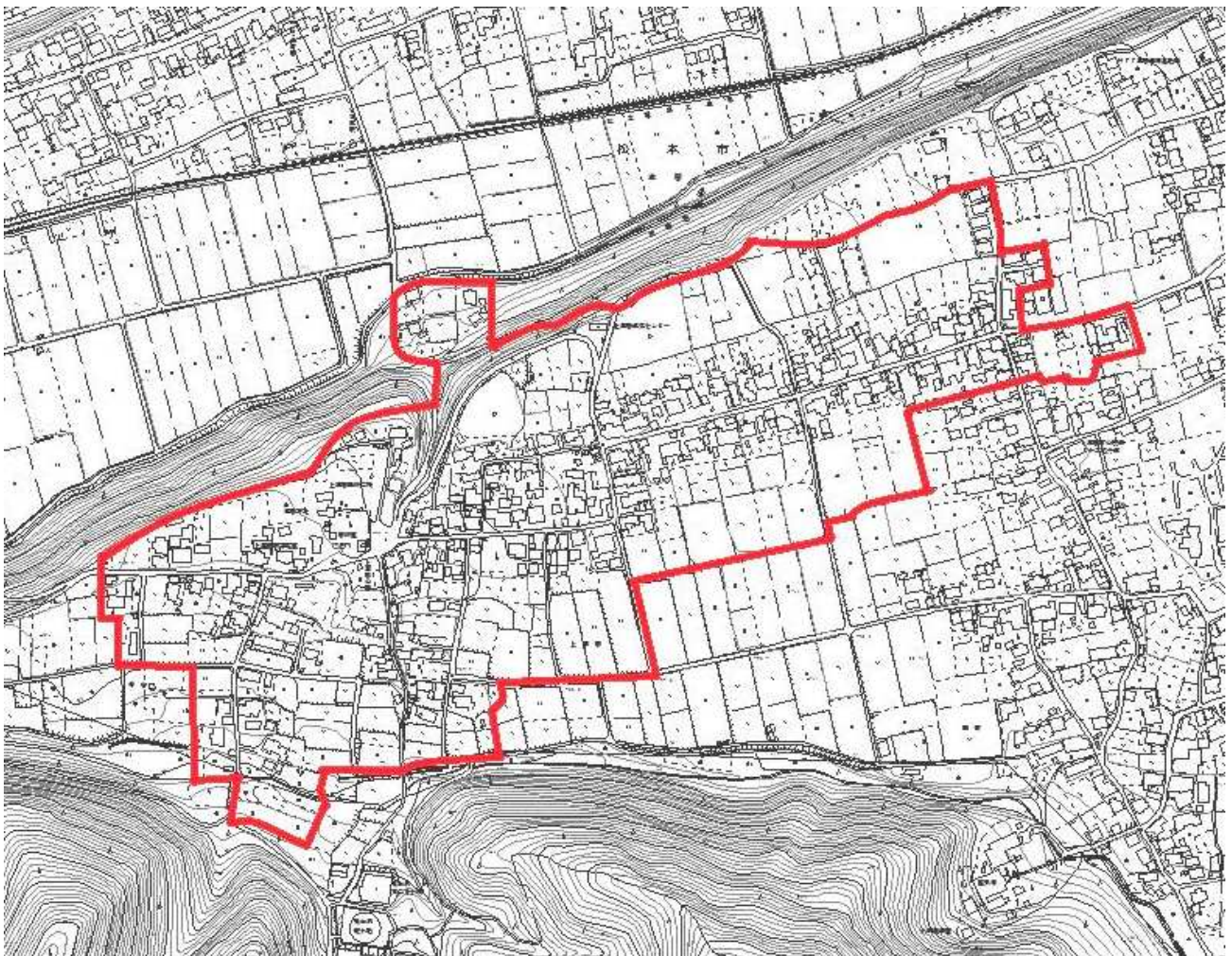
(補足)

第11条 この協定に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

- 1 この協定は、平成15年6月7日から施行する。
- 2 この協定は、平成26年12月1日から施行する。

別図 上波田地区まちづくり協定区域



上波田地区まちづくり協定

修理修景基準

上波田地区街なみ環境整備事業計画の住宅等の整備方針に基づき、住宅等の修理修景基準を具体的に定めるものとする。

(総則)

旧野麦街道の沿道及び旧若澤寺の門前町にふさわしい、歴史的な街なみの保全と整備を目指し、現在の統一感のある街なみを更に確保するために、街なみに調和した住宅等の修理修景整備を行うものとする。

(基本方針)

- 1 高さは10m以内とする。
- 2 建物は傾斜屋根を基本とする。
- 3 屋根の色は、黒・茶色を基本とする。
- 4 建造物の外壁は、茶色・白色・灰色を基本とする。
- 5 塀は、土塀(蔵風の塀)・木塀・石塀・生垣のいずれかとする。
高さは2.5m以下とする。
- 6 敷地は、なるべく緑化を行い、定期的手入れを行う。
- 7 屋外広告物や自動販売機は設置しない。

(内容)

対象物	対象部分	内 容
公共の用に供する建造物 一般住宅 物置 土蔵等	屋根	・傾斜屋根を基本とする。 ・瓦、銅板、トタン、またはトタンと同等のものとする。 ・色は、黒、茶色を基本とする。
	外壁	・板張り、モルタル、土壁とする。 ・色は、茶色、白色、灰色を基本とする。
住宅等の付帯設備	テレビアンテナ	・原則として見える場所に設置しない。
	室外機	・原則として道路から見える場所に設置しない。 ・道路側へ設置する場合は、目立たないように配慮する。
	各種メーター	・目立たないように配慮する。
	外部配管	・建物と調和した色彩とする。
門		・周囲の景観に調和したものとする。
	屋根	・傾斜屋根を基本とする。 ・瓦、銅板またはトタンとする。 ・色は、黒、茶色を基本とする。
塀		・周囲の景観に調和した、土塀(蔵風の塀)、木塀、石塀とする。
	屋根	・傾斜屋根を基本とする。 ・瓦、銅板、またはトタンとする。 ・色は、黒、茶色を基本とする。
	壁	・石塀の場合、自然石とする。 ・色は、茶色、白色、灰色を基本とする。
生垣		・周囲の景観と調和したものとする。 ・敷地からはみ出さないよう、定期的手入れを行う。